

手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA） 提案説明書

1. 趣旨

本実施要領は、札幌市が所有する手稲水再生プラザに太陽光発電設備等を導入し、平時の電源として利用することにより温室効果ガス排出量を削減することを目的として、PPA 方式による電力供給事業を行う事業者を公募するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. 事業概要

- (1) 事業名：手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）
- (2) 事業場所：別添仕様書のとおり
- (3) 事業期間：別添仕様書のとおり
- (4) 担当部署：札幌市下水道河川局 事業推進部 下水道計画課

TEL：011-818-3441

電子メール：ge.keikaku.gikai(a)city.sapporo.jp ※(a)を@とすること。

3. 参加資格

(1) 事業者の構成

- ア 参加者は、単独の法人又は複数の法人によって構成された共同事業者とする。
- イ 共同事業者を構成する法人は、単独で参加することができない。また、他に参加している共同事業者の構成員となることもできない。
- ウ 共同事業者の場合は、代表者となる法人を定めるほか、構成員間で協定を締結し、本市に協定書を提出すること。また、それぞれの構成員の役割分担を明確にすること。
- エ 下記 5 (1) に定める参加意向申出書の提出期限終了後における共同事業者の構成員の変更及び追加は原則として認めない。
- オ 共同事業者が事業予定者として選定された場合は、本事業において生じる本市との契約等は、**代表者**と締結するものとする。

(2) 事業者の参加資格

単独の法人として参加する場合は、次のア～キに掲げる要件をすべて満たしていること。

また、共同事業者として参加する場合は、代表者となる法人は次のア～キに掲げる要件をすべて満たしており、かつ、代表者以外の法人は次のエ～キに掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 日本国内に本社又は支社等を有し、本事業の履行に関して、専門技術者等による十分な遂行能力及び適切な執行体制を有している法人であること。
- イ 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）又は令和 7・8 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（工事・建設関連サービス・道路維持除雪）に登録されている法人であること。ただし、下記 4 (6) 「企画提案書」に示す企画提案書に基づく太陽光発電事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有することを確認できる者にあつては、当該名簿に登録がなされている法人と同様とみなすものとする。
- ウ 本事業と類似の事業（「高圧受電施設に設置する太陽光発電設備若しくは 50kW 以上の野立ての太陽光発電設備の設備設計及び導入事業」）について、平成 27 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間において太陽光発電設備等の設置を完了した者であり、かつ、令和

7年10月1日現在においてその太陽光発電設備から電力の供給を行っている実績を有する者であること。

エ 次のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者。

(ウ) 本市との契約等において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者及びその者を代理人、支配人、その他使用人として使用する者。ただし、その事実があった後3年を経過した者については、この限りでない。

(エ) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者。

オ 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等(受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 参加意向申出書の提出期限までに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

キ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が参加していないこと。ただし、同一の共同事業者の構成員との間で、この関係を有する者を除く。

(ア) 資本関係

a 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。bにおいて同じ。)と親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。bにおいて同じ。)の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により事業を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により事業を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他事業を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

4. 提出書類

(1) 参加意向申出書（単独の法人としての参加の場合）……………（様式1-1）

(2) 参加意向申出書（共同事業者としての参加の場合）……………（様式1-2）

※すべての構成員の法人の代表者印を押印したものを1枚提出すること。

(3) 会社概要……………（様式2）

※共同事業者の場合は構成員ごとに作成すること。

(4) 共同事業者協定書（共同事業者としての参加の場合）……………（様式自由）

(5) 参加資格に係る書類

上記3(2)「事業者の参加資格」を証明する以下の書類を添付すること。

ア 類似事業の契約書等の写し及び実績内容を確認できる書類（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

イ 電気主任技術者の資格証の写し

ウ 申出書.....（様式3）

※共同事業者の場合は構成員ごとに作成すること。

エ 登記事項証明書

オ 貸借対照表及び損益計算書（直近2か年度決算分）

カ 納税証明書（市区町村税及び消費税）（令和7年10月1日以降に発行されたもの）

※エ～カについては、札幌市競争入札参加資格者名簿に登録している者については、提出を要しないものとする。

（6）企画提案書

ア 企画提案書提出届.....（様式4）

イ 事業の実施内容.....（様式自由・A4横）

※下記8(1)「事業の実施内容」について、二次審査におけるプレゼンテーションでの使用を想定し、20ページ以内で作成すること。

ウ 事業実施体制.....（様式5）

エ 過去の類似事業実績.....（様式6）

オ 事業実施スケジュール.....（様式自由）

カ チェックリスト.....（様式7）

キ 提案書の公開に係る意向申出書.....（様式8）

※企画提案書については原則として紙資料で提出すること。なお、追加で電子データの提出を求める場合がある。

※審査に公平を期すため、上記イ～キについては、会社名及び会社名を類推できる表現はせず、「弊社」又は「〇〇社」等の記載をすること。

※ウ・エについては、様式の変更を認めるが、A4版又はA3版で作成することとし、項目は様式に準拠すること

5. 企画競争参加に係る手続き

（1）参加意向申出書の提出期限

令和7年11月21日（金）17時（必着）

※提出が無い者からの企画提案は受け付けない。

※参加意向申出書提出後に参加を取りやめる場合は、辞退届（様式9）を下記(3)「提出先」へ提出すること。

（2）提出形式・部数

以下ア～エの書類を各1部提出すること。

ア 参加意向申出書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要（様式2）

ウ 共同事業者協定書（共同事業者としての参加の場合・様式自由）

エ 参加資格に係る書類（上記4(5)「参加資格に係る書類」のとおり）

(3) 提出先

札幌市下水道河川局 事業推進部 下水道計画課 担当：西、野田
〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階
電話：011-818-3441
電子メール：ge.keikaku.gikai(a)city.sapporo.jp ※(a)を@とすること。

(4) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

※郵送又は電子メールの場合は、提出先までその旨を電話連絡すること。

(5) 参加資格審査の通知

参加意向申出書を提出した者の参加資格を審査し、その結果を口頭又は書面により通知する。

ア 通知日

令和7年11月28日（金）まで

イ 参加資格等についての苦情の申立て

参加資格審査結果を通知された者は、札幌市入札及び契約の過程に関する苦情処理要綱（平成14年12月24日財政局理事決裁）の規定の例により、苦情の申立てをすることができる。この場合において、当該申立てをすることができる期間は、当該通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。）以内とする。

6. 質問書の提出

本事業の企画提案に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 質問の受付期間

令和7年11月14日（金）17時（必着）

(2) 質問の方法

質問書（様式10）を電子メールで送付すること。

※電子メールの件名は「手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）に関する質問」とすること。

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。

※電子メール送付後、提出先までその旨を電話連絡すること。

(3) 送付先

上記5(3)「提出先」と同じ

(4) 質問への回答

質問の要旨及び回答を、令和7年11月20日（木）までに札幌市公式ホームページに掲載する（質問を行った法人名等は公表しない）。ただし、公表を要しないと認められる質問については、質問者のみに回答する。

また、回答に対する再質問は原則受け付けない。

7. 施設見学

参加意向申出書を提出した事業者を対象に、下記見学期間に対象施設の見学会を行う。施設見学を希望する場合は、令和7年11月21日（金）までに、「施設見学希望届」（様式11）を上記5（3）「提出先」の担当者へ電子メールで提出するものとする。

なお、施設見学にあたっては、下水道計画課及び施設管理者の指示に従うこととし、緊急の事態が発生した場合は、見学を中止又は延期する場合がある。

見学期間は令和7年11月5日（水）～令和7年11月28日（金）の間とし、見学日時は申し込みがあった事業者ごとに調整する。詳細については、別途通知する。

8. 企画提案書の作成

別紙仕様書を参照のうえ、以下の内容で作成すること。

なお、企画提案書作成に係る参考資料として、参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者に対し、以下に示す電子データを交付する。交付方法については別途指示する。

- ・単線結線図等の図面
- ・近傍のボーリング調査結果
- ・手稲水再生プラザにおける年間電力使用量の30分値等の資料（過去1年間分）
- ・自家消費料金の上限単価
- ・既設盤メーカー一覧

（1）事業の実施内容（様式自由）

次のア～オまでを必須事項として含めること。

ア 実施方針

- ・提案の基本方針・概要・設備の平常時のシステム構成図等を記載すること。

イ 太陽光発電設備容量

- ・想定設備容量（太陽光発電設備定格出力（kW）及びパワーコンディショナの最大定格出力（kW））を検討すること。

ウ 自家消費電力量及び温室効果ガス排出削減量

- ・本市から提供する年間電力使用量の30分値を参考に、自家消費電力量（kWh）が最大となるよう検討すること。
- ・温室効果ガス排出削減量については、1年間の総量を算出すること。なお、電力の二酸化炭素排出量係数は地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（令和7年3月改訂 環境省地球環境局）で定められている0.438kg-CO₂/kWhを使用すること。
- ・本市から提供する年間電力使用量の30分値には、雨天時のデータも含まれる。一般的に、下水処理施設では、下水処理量の増加する雨天時において電力消費量が増加する傾向があるため、自家消費電力量を検討する際は、晴天時のデータを基本に検討を行うよう留意すること。なお、天候の情報については、気象庁ホームページ等を参照すること。

エ 設備の設置仕様

- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）、検討において想定した設備仕様（寸法、重量等を含む）を記載すること。
- ・想定する設置場所での設置方法は、JIS C 8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震等）に耐えうる構造であること。
- ・札幌市における設計積雪量は 1.4m であることに注意し、積雪寒冷地の対策について記載すること。

オ 自家消費料金単価

- ・本事業は、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」（以下、「再エネ交付金」という。）を活用することとし、事業者の責任において交付金の申請を行うものとする。設備について、再エネ交付金実施要領等に準拠し、交付要件を満たすよう十分に考慮すること。
- ・交付金の交付率は 1/2、限度額は約 1.1 億円を想定している（うち令和 8 年度限度額：約 10 万円、令和 9 年度限度額：約 1 億 990 万円を想定）。交付対象事業費については、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別表第 1」を参照のこと。
- ・なお、交付額については、令和 8 年度及び令和 9 年度予算の成立状況によって変更となる場合がある。万が一、事業者の責めに帰さない事由により、再エネ交付金の活用が不可能となった場合には、下記（イ）「再エネ交付金を活用しない場合の単価」を適用して契約を締結できるものとする。
- ・自家消費料金単価の提案にあたっては、下記（ア）、（イ）の 2 通りの単価を提案すること。

（ア）再エネ交付金を活用した場合の単価

- ・単価は事業期間中一定とし、本市より提示した上限単価以下で提案すること。（消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）
- ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領 別紙 2（重点対策対象事業要件）」に基づき、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。
- ・交付金額相当分がサービス料金から控除されていることを確認するため、事業期間において想定される自家消費電力量、交付対象事業費、交付金額、控除される電気料金単価等を記載すること。
- ・想定した交付額と交付決定額が異なる際には、交付決定額相当分がサービス料金から控除されていることが確認できた場合のみ、提案単価の変更について本市と事業者とで協議することができる。

（イ）再エネ交付金を活用しない場合の単価

- ・単価は事業期間中一定とし、本市より提示した上限単価以下で提案すること。（消費税及び地方消費税を含む価格で提示すること）
- ・提案した単価について、事業者決定以降の変更は原則認めない。

カ その他独自提案（必須ではない）

- ・その他の補助金等の活用

（例：新エネルギー設備導入支援事業費補助金（北海道）等）

ただし、再エネ交付金の活用を最優先とし、その他の補助金等の活用を提案する際は、再エネ交付金との併用が可能なものに限る。

また、これらの補助金等の活用に伴う自家消費料金単価の変更については、上記８（１）オ（ア）「再エネ交付金を活用した場合の単価」のみに反映させることができるものとする。

- ・札幌市の特性を踏まえた独自提案
- ・施設への貢献

（例：停電発生時における当該施設の補助電源としての活用、雨天時や夜間等に活用可能な蓄電池の設置 等）

- ・太陽光発電設備等の製造、輸送、設置、廃棄（又はリサイクル）までの環境負荷低減への配慮

（２）事業実施体制（様式５）

ア 事業実施体制図

共同事業者での参加の場合、代表者及び構成員の役割分担が明らかとなるように記載すること。電力の供給、設備の維持管理・撤去については代表者の役割とすること。

また、電気主任技術者の所属先が体制図の中で明らかとなるよう記載すること。

- イ 工事計画概要（設備導入工程表）、実施体制（本事業に従事予定の総括責任者、担当者、予定技術者経歴書、資格証の写し等を記載）、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール
- ウ 市内企業の活用の提案
- エ 運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、実施体制
- オ 事業者（共同事業者の場合は代表者）の経営状況（５年間）
賃借対照表、経常利益（又は営業利益率）、流動比率、自己資本比率等
- カ 工事費、運転管理、維持管理及び撤去のための費用、資金調達を含めた事業資金計画
- キ 故障、緊急時の対応体制図
- ク 事業実施中のリスクに対する対策
損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること
- ケ 事業実施に関する保証
設備の導入、運転期間中及び撤去までにかかるすべての保証内容

（３）過去の類似事業実績（様式６）

事業者（共同事業者の場合は代表者）の実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを提出すること。（契約が証明できる部分のみの写しで良い）

（４）事業実施スケジュール（様式自由）

事業の実施スケジュールを記載すること。

（５）チェックリスト（様式７）

企画提案書に記載をしたものに○をつけるとともに、項目の一部について抜粋して記載すること。

9. 企画提案書作成にあたっての留意事項

- ・紙で提出することとし、用紙サイズはA4版（横）を基本とすること。一部A3版（横）の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。
- ・企画提案書には表紙をつけ、表題として「手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイトPPA）」と記載すること。
- ・企画提案書は正本1部、副本13部を作成し、正本は表紙に社名を記載するが、副本には記載しないこと。副本はダブルクリップ等で留め、ホチキス留めはしないこと。
- ・正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現（企業名・ロゴ等）や氏名を入れず、会社名については「弊社」若しくは「〇〇社」、氏名については、「〇〇」、複数名を記載する場合は、アルファベット表記等、特定できない表現で記載すること。ただし、これらが混在しないように留意すること。また、所在地についても、会社を特定できないように留意すること。
- ・提出できる企画は、1事業者につき1案までとし、複数案の提案は認めない。
また、1案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。
- ・言語は日本語、通貨単位は円とすること。
- ・文字の大きさは、注記等を除き原則として10.5ポイント以上とすること。
- ・カラーの使用は可能とするが、白黒で印刷されても内容がわかるよう配慮すること。
- ・難解な表現は避け、イラストなどを用いて簡潔でわかりやすい説明に努めること。また、専門用語は脚注などにより説明を付記すること。
- ・複数ページにわたる資料は、ページ下部にページ番号を振ること。
- ・提案書は簡潔にまとめること。
- ・文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

10. 提案書の提出

（1）提案書の提出期限

令和7年12月12日（金）17時（必着）

（2）提出の形式・部数

- ・企画提案書（上記4(6)「企画提案書」ア～カ）…………… 正本1部
- ・企画提案書（上記4(6)「企画提案書」イ～カ）…………… 副本13部

※様式ごとに両面印刷、ホチキス止め（左上1か所）し、資料一式をクリップ止めすること。

（3）提出先

上記5(3)「提出先」と同じ

（4）提出方法

郵送又は直接持参により提出すること。

※提出期限を過ぎた場合は受け付けない。ただし、配達業者の事由により到着が遅れた場合は、その証明をもって受け付ける。

※郵送の場合は、提出先までその旨を電話連絡すること。

（5）その他

ア 提出後の提案書の訂正、差し替え、追加、再提出等は認めない。

- イ 提案書に記載した配置予定技術者の変更は原則認めない。ただし、病気、死亡、退職等で本市がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。
- ウ 提出された提案書は返却しない。

11. 企画提案の審査及び事業予定者の選定

企画提案は、「手稲水再生プラザにおける太陽光発電設備導入事業（オンサイト PPA）に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優れた者を事業予定者として選定する。

なお、二次審査の実施に際しては、事前に書面により事業者質問を行うことがあるため、その際は書面により回答すること。

（１）一次審査（書面審査）

提案書を提出した者が５者以上の場合、提出された提案書について実施委員会が書面審査を行う。

ア 日時

令和７年１２月１８日（木）（予定）

イ 一次審査の結果

一次審査通過者は４者以下とし、審査結果は、令和７年１２月下旬に電子メールにより通知する。ただし、審査の過程は公表しない。

なお、提案書を提出した者が４者以下の場合是一次審査を省略することとし、提案書を提出した者に対し電子メールにより通知する。

（２）二次審査（プレゼンテーション審査）

以下により、対面でのプレゼンテーション審査を行う。

ア 日時

令和８年１月２２日（木）（予定）

※詳細は別途通知する。

イ 場所

札幌市下水道河川局庁舎会議室（予定）

住所 札幌市豊平区豊平６条３丁目２－１

ウ 提案者の出席

３名以下とする。

※出席者は、事業開始後、本事業に主体的に関与する者とする。

エ 実施方法

① 提出した提案書に基づいて提案内容を説明する。

※提案書に記載している内容の変更、記載のない提案は認めない。

② 説明時間 20 分、質疑応答 10 分とする。

※提案書以外の資料での説明は認めない。

③ 審査に公平を期すため、会社名を伏せて説明すること。

オ 審査結果の通知

二次審査の結果は、すべての二次審査参加者に対し、書面により速やかに通知する。ただし、審査の過程は公表しない。

(3) 評価方法

評価基準（別紙1）に基づき、実施委員会の各委員が独立して評価を行い、その評価点の合計得点をもって事業予定者を選定する。

二次審査では、提案書評価基準の満点の60%を最低基準点とし、最低基準点以上の者のうち得点が最も高い者を事業予定者として選定する。

最高得点を得た者が複数ある場合は、「技術提案」の得点が高い者を上位とする。これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により事業予定者を選定する。

なお、企画提案者が1者のみであっても審査を実施することとし、その得点が最低基準点以上となる場合に事業予定者として選定する。ただし、最低基準点に満たない場合は事業予定者としてしない。

(4) 評価についての疑義の申し立て

評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、審査結果の通知があった日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を含める条例に規定する休日を除く。）以内に、市長に対し、自らの評価について疑義の申し立てをすることができる。

12. 協定締結までのスケジュール（予定）

本企画競争実施に係るスケジュールは以下のとおりを予定している。

企画競争実施の告示	令和7年10月31日（金）
質問受付	令和7年10月31日（金）～ 令和7年11月14日（金）17時まで
施設見学	令和7年11月5日（水）～ 令和7年11月28日（金）予定
質問に対する回答のホームページへの掲載	令和7年11月20日（木）
参加意向申出書、会社概要、参加資格に係る書類の提出 期限、施設見学申し込み期限	令和7年11月21日（金）17時まで
単線結線図等の図面、近傍のボーリング調査結果、手稲 水再生プラザにおける年間電力使用量の30分値等の資料（過去1年間分）、自家消費料金 の上限単価、既設盤メーカー一覧	参加意向申出書を提出した事業者のうち、参加資格を有すると認めた事業者 に随時提供する
参加資格審査結果決定通知送付	令和7年11月28日（金）まで
企画提案書の提出期限	令和7年12月12日（金）17時まで
一次審査（書面審査）	令和7年12月18日（木）予定
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年1月22日（木）予定
二次審査結果の通知	二次審査の2日後を予定
協定の締結	令和8年2月以降

13. 失格要件

参加意向申出書提出後に以下のいずれかに該当すると判明した場合は、企画提案書類を受け付けず、もしくは評価をせず、又は事業予定者としての選定を取り消すものとする。

- ア 上記3(2)「事業者の参加資格」に示す参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき。
- イ 提案書類に虚偽の記載をしたこと、その他不正の行為をしたことが判明したとき。
- ウ 本説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び本市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けたこと又は当該行為を求めたことが判明したとき。
- エ 参加意向申出書の提出期限終了後から契約締結までの間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止措置を受けることとなったとき。
- オ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかったとき。
- カ 審査の公平性を害する行為を行ったと認められるとき。
- キ その他、本説明書に定める手続、方法等を遵守しないとき。

14. 事業予定者との協議及び協定の締結

選定した事業予定者と仕様書に基づき詳細を協議し、詳細設計等の事業者自らが事業の安全性等を確認した書類について本市の確認を受けたのち、当該事業者と事業化に向けた協定を締結するものとする。

なお、協議が不調に終わった場合や、上記13「失格要件」の事項に該当する場合には、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

15. その他留意事項

(1) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は原則として各事業者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は本市に帰属する。
 - イ 事業者は、本市に対し、事業者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
 - ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、事業者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
 - エ 提出された企画案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、本市情報公開条例に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。また、提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は、本事業の実施以外の目的には使用しない。
- (4) 本企画提案に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (5) 採用となった企画提案については、企画内容の一層の充実を図るため、本市と事業予定者の協議により、内容の一部を調整する場合がある。